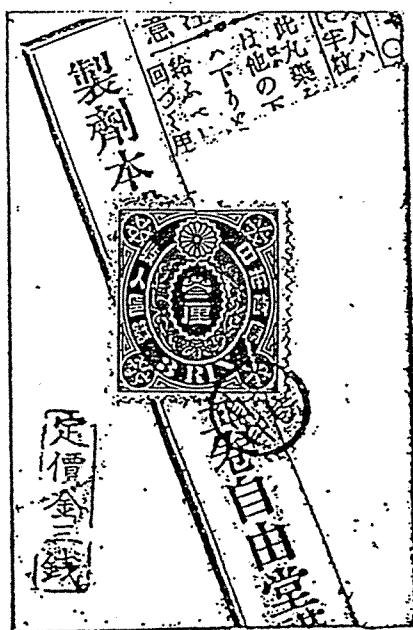


Ⅱ

明治二十年～昭和二十年



# 1 行財政

## 一 薬種商製薬者取締細則

明治二十三年

(本条ノ但書ヲ除ク、県令第三十四号ヲ以テ追加)

奈良県令第九号

薬種商製薬者取締細則、左ノ通相定メ本年三月一日ヨリ  
施行ス

明治二十三年二月十七日

奈良県知事 小牧 昌業

薬種商製薬者取締細則

第一条 薬種商製薬者ノ業ヲ営マント欲スルモノハ本府  
ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ  
第二条 薬剤師ニシテ薬局ヲ開設セス、単ニ薬品販売及  
行 財 政  
製造業ヲ営マントスルモノハ第一条ノ免許鑑札ヲ受ク  
ル及ハスト雖モ該条ニ準シ届出、其他尚ホ第四条第五  
1

其書替又ハ下付ヲ願出ツヘシ

第三条 薬種商製薬者免許鑑札ヲ毀損失シ又ハ氏名ヲ  
変更スル等鑑札面ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ  
其書替又ハ下付ヲ願出ツヘシ

第四条 薬種商製薬者廃業若シクハ死亡スルカ又ハ他府  
県ヘ移籍セントスルトキハ届出直ニ鑑札ヲ返納スヘシ

第五条 薬種商製薬者本県内ニ於テ住居ヲ転シタルトキ  
ハ十日以内ニ届出ツヘシ

第六条 薬種商ニ於テ一容器ノ薬品ヲ更ニ数容器ニ分ツ  
トキハ、其分チタル容器ニ製造者(薬品製造会社ナレハ  
其所在地名及会社名)若シクハ外国薬品引取人ノ住所氏  
名ト自己ノ住所氏名トヲ併記スヘシ

但毒薬ハ封緘ヲ開キテ小分スルヲ得ス

条第六条及第七条ヲ遵守スヘシ

第七条 製薬者ハ予メ其製造セントスル各薬品ヲ届出ツ  
ヘシ

(廿三年四月県令第三十四号ヲ以テ改正)

製薬者ハ一ヶ年間製造セシ各薬品ノ数量及販売高ヲ翌年一月  
三十一日迄ニ所轄郡役所ヲ経テ届出ツヘシ

第八条 製薬者ニ於テ使用セル封緘用印紙ノ衛生試験所  
検査印紙ニ紛シキモノト認ムルトキハ改訂ヲ命スルコ  
トアルヘシ

第九条 前各条ノ願届書ハ所轄町村長ノ奥印ヲ受ケ郡役  
所ヲ経由スヘシ

第十条 第三条第四条第五条及第七条ニ違背シタルモノ  
ハ拾錢以上一円以下ノ科料ニ処シ、第二条及第六条ニ  
違背シタルモノハ二十錢以上一円五十錢以下ノ科料ニ  
処ス

(廿三年四月県令第三十四号ヲ以テ朱点ノ四字削除)

## 二 売薬営業免許鑑札料について

明治二十五年

奈良県令第三十四号

売薬営業免許鑑札下付ノ際ハ、鑑札料相当ノ登記印紙ヲ  
貼付シタル鑑札領収書ヲ所轄町村役場ニ差出シ鑑札ヲ受  
クヘシ、町村役場ハ該鑑札領収書ヲ其都度、本庁ニ送達  
スヘシ

第十一條 此細則施行以前ニ、本庁ヨリ下付シタル免許

鑑札ハ尚ホ其効ヲ有ス、但免許鑑札ハ本則施行後三十  
日以内ニ書替ヲ願出ツヘシ

明治二十五年四月六日

奈良県知事 小牧 昌業

(奈良県公文録) 明治二十五年四月六日

第十二条 本則施行以前内務省ヨリ製薬免許証ヲ受ケタ  
ルモノト雖トモ、本則ニ依リ本庁ニ願出、更ニ免許鑑

札ヲ受クヘシ

第十三条 明治十四年六月大阪府甲第百二十一号布達製  
薬取締規則及全十五年四月全府甲第三十五号布達藥舗  
並ニ藥種商取締規則ハ、此細則施行ノ日ヨリ適用セス  
〔奈良県公文録〕明治二十三年二月十七日

### 三 売薬請壳人の届出義務について

明治二十七年

用紙ニ貼用シ明細書二通及商標ノ印版（木版又ハ鉛版）ヲ添ヘ、此通知書ノ日付ヨリ六十日以内（明治廿九年二月七日）ニ差出スベシ、此旨通知候也

奈良県訓令甲第百二十三号

明治二十八年十二月十日

郡役所

農商務省特許局長 柳谷 謙太郎

明治二十八年一月以降、毎月創廢并転居ニ係ル売薬請壳

人ノ住所氏名ヲ翌月十日限り所轄収税署へ通知スヘシ

但本文ニ関スル從前ノ訓令ハ廃止ス

明治二十七年十二月二十一日

奈良県知事 古沢 滋

安田 竹次郎殿  
心得書

（『奈良県報』第三十七号、明治二十七年十二月二十一日）

一商標条例第四条ニ依リ登録ヲ許スベキモノト査定シタルトキハ特許局長ハ農商務大臣ノ認可ヲ経、其旨ヲ記載シタル通知書ニ登録料納付用紙ヲ添ヘ出願人ニ送付スヘシ

### 四 商標登録通知書

明治二十八年

商標登録通知書

願書順号 第八一九七号

願書名称 商標登録

右出願ニ係ル商標ノ登録ヲ許サルベキニ付、登録料納付

出願人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ登録料納付用紙ニ商標条例第十八条ノ登録料金額ニ相当スル登記印紙ヲ明細書二通及ヒ商標ノ印版一箇ヲ添ヘ通知書ノ日付ヨリ六十日以内差出スベシ（商標条例施行細則第二十一条）ニ已ムヲ得ザル事故ノ為メ成規ノ期限内ニ登録料ヲ納付シ難キトキハ其事由ヲ記載シ期限内ニ延期請求書ヲ差し出スベシ

其請求ヲ相當ト認メタルトキハ特許局長ハ六十日以内

ニ於テ更ニ期限ヲ定メシ差出人ニ通知スベシ（特許条例第六条摘要）

三出願人成規ノ期限内又ハ特許局長ノ指定シタル期限内ニ登録料若クハ明細書印版ヲ納付セサルトキハ其出願ヲ無効トス（同七条摘要）

四出願人登録料及明細書・印版ヲ納付シタルトキハ特許

局長ハ納付ノ日ヲ以テ商標原薄ニ登録シ其旨ヲ出願人

ニ通知シテ十五日以内ニ商標登録ヲ送付スベシ（商標

条例施行細則第二十二条適用）

五商標ノ印版ハ版画ノ広サ曲尺尺方一寸八分以内厚サ曲

尺七分六厘トシ木版又ハ鉛版ヲ以テ之ヲ造ルヘシ尤商

標ノ図形ニ依リ此制限ニ依リ難キトキハ版画ノ広サニ

限り長サ曲尺七寸以内幅五寸以内ニ於テ之ヲ造ルコト

ヲ得（同第九条摘要）

六商標ノ印版ハ見本全部ノ構造ヲ悉ク一箇ノ版画ニ彫刻

シ彩色等ノ為メ之ヲ分割セザルヲ要ス時日ヲ経テ版画

ニ反リヲ来スペキモノハ差出人ニ於テ相当ノ手当ヲナ

スベシ（第十条）

七印版登録料納付用紙ニ添ヘテ差出シ難キハ該期限内ニ

於テ政府ノ公認シタル運送会社ニ寄託シ差出スコトヲ

得、此場合ニ於テハ左ノ文例ニ倣ヒ書面ヲ認メ該運送

会社ノ受取書ト共ニ之ヲ登録料納付用紙ニ添ヘテ差出

スベシ

商標印版差出之件

一、主務審査課第一課

二、願書順号第何号

一、商標登録願

右出願ニ付明治何年何月何日付登録通知書ニ從ヒ其ノ商標ノ木版（鉛版）本日何々運送会社ニ託シ差出候也

現住所

年月日 農商務省特許局長氏名殿

八出頭人出願後本籍及ヒ現住所ニ改称又移動アルトキハ

登録料納付ノ際ニ必ス届出スベシ

（高取町くすり民俗資料室蔵）

## 五 売薬規則施行手続きの制定と書式

明治三十七年

奈良県令第二十九号

売薬規則施行手続左ノ通り相定ム

但從前ノ令達ニシテ本令ニ抵触スルモノハ廃止ス

明治三十七年九月十六日

奈良県知事 河野 忠二

売薬規則施行手続

第一条 売薬ニ関スル願届ハ市役所又ハ町村役場ヲ経由

スヘシ

第二条 売薬規則第二条第五条第七条第十三条ニ依リ出

願ヲ為サントスルトキハ附録書式ニ依ルヘシ

第三条 売薬規則第六条ニ依リ売薬営業者ノ掲出スヘキ

看板ノ記載方ハ附録様式ニ依ルヘシ

第四条 売薬ノ包紙又ハ容器ノ貼紙ニハ営業者ノ住所氏

名ヲ記載ヘシ

第五条 売薬営業者同受売者売薬規則第十五条ノ事由ア

ルトキ又ハ他府県へ転居営業ヲ為サントスルトキハ其旨届出ヘシ、但営業者ハ受売及行商者又受売者ハ行商

者アルトキハ其氏名住所ヲ記シタル書面ヲ添付スヘシ

第六条 売薬営業者同受売者改氏名若クハ転居等ノ為メ鑑札面ニ異動ヲ生シタルトキハ、其都度速力ニ訂正又

ハ書換ヲ請フヘシ行商者ニ在テモ亦同シ

第七条 売薬方名ノ改正ヲ要スルトキハ許可ヲ受クヘシ

第八条 薬湯営業ヲ為サントスルモノハ本令ヲ遵守スヘシ

(附録書式)

シ

売薬検査御願

一方 名

一剤ノ量

何薬量目何程 何薬同 何薬同

以上藥味調合或ハ丸散トシ幾貼ニ分チ或ハ幾粒トナシ幾粒ヲ一包トナシ一度或ハ一日ノ用量大人小

児ノ区別等其用法詳細

一 主治功能詳細

奈良県知事宛

右ハ今般新ニ調製発売仕度候間、御検査ノ上、鑑札御下渡相成度製剤相添ヘ、此段願上候也

壳藥行商鑑札御下渡願

年 月 日 氏 名

県郡市町村大字番地族籍

受売人ナルトキハ受売營業者ノ住所氏名ヲ記

入スヘシ

奈良県知事宛

(壳子ヲシテ行商セシムルノ例) 壳子 氏 名

右壳藥幾方今般自ラ行商仕度(壳子某ヲシテ行商為致度)  
候ニ付、鑑札御下渡相成度、此段願上候也

一方名 一同 一同 一同

県郡市町村大字番地族籍

年 月 日 壳藥營業人又ハ受売人 氏 名

右當業人 氏 名

奈良県知事宛

但營業者異ナレハ一々其族籍住所氏名ヲ

上ノ例ニ倣ヒ区別記載スヘシ

壳藥改正御願

右ノ壳藥幾方今般請壳仕度、依テ別紙營業者免許鑑札  
写並ニ約定書相添、此段願上候也

県郡市町村大字番地族籍

營業人 氏 名

一方名

県郡市町村大字番地族籍

年 月 日 氏 名

請壳願人 氏

名

藥 品 分 量

一方名  
効用製藥品分量

一方名

壳藥營業鑑札讓渡御願  
県郡市町村大字番地族籍  
氏名

奈良県知事宛  
年月日  
右願人 氏  
名  
同

相成度、此段願上候也  
一改正ノ廉ヲ詳記スヘシ  
年月日  
右讓受人 氏  
名  
同

県郡市町村大字番地族籍

(但壳藥數種アルトキハ上ノ例ニ從テ連書スヘシ)  
右ハ何年月日御免許營業罷在候処、今般何々ノ廉ヲ以  
テ、左ノ通り改正致度候間、御検査ノ上、鑑札御書換  
相成度、此段願上候也

製 法  
用 法 服 量  
効 能

許	免
壳	壳
藥	藥
當	當
業	業
氏	名

許	免
壳	壳
藥	藥
請	請
當	當
業	業
氏	名

(『奈良縣報』第一〇二七号、明治三十七年九月十六日)

壳藥營業鑑札返納願

六 藥品監視員の任免

明治四十年、四十三年

第一五四号

一 一万病感丸 壱枚

奈良県告示第八十五号

本月二十三日左記ノ者ニ薬品監視員ヲ命セリ

明治四十年四月三十日 奈良県知事 川路 利恭

奈良県技手 植村 静

(『奈良県報』第一二九二号、明治四十年三月三十日)

明治四拾九年拾壹月貳拾日  
奈良県吉野郡大淀村大字西増第百五拾參番地  
九谷 源二郎

右村長 俵本 茂実

奈良県知事 青木 良雄殿

本月四日左記ノ通薬品監視員ヲ命免シタリ  
明治四十三年四月十一日

壳藥營業廢業御届

奈良県宇陀郡伊那佐村大貝第四百五拾番地

營業人 田中 格式

鑑札番号第百貳拾号

一方名 梅毒予防綿

右壳藥營業致來リ候処、今般廢業仕候間免許鑑札相添

此段御届仕候也

七 壳藥營業鑑札返納願

明治四十一年

但受壳者行商者は無之候

明治四拾壹年拾壹月二日

右田中格式

右村長 西野源一郎

奈良県知事 青木良雄殿

明治四拾壹年九月七日

小西勝治郎

壳藥検査御取消願

奈良県知事 青木良雄殿

壳藥検査御取消願

一方名 正セメンエン散

サントニン 三厘 石膏 七厘

アンチヘプリン 五厘

右調合ノ上拾貼ニ分ツ壳貼ノ量ヲ一厘五毛トス

主治効能 大人 小兒 票津佐満(ねつさまし) 虫下し

用法

大人ハ一日ニ壳貼、拾五才以下八才迄ハ半貼七才以下

四才迄デハ、四分ノ一、參才以下六分ノ一何レモ一

日一度清水又ハ白湯ニテ用フ、連日服用ヲ禁ズ

右ハ明治四十壹年九月四日御検査願上候処、今般都合

ニ依リ取消致度ニ付御聞届被下度、此段奉願上候也

一用法

大人一度ニ壳貼、小兒十五才以下八才迄ハ半貼、八

南葛城郡吐田郷村大字豊田十八番地屋敷

才以下四才迄三分ノ一、四才以下ハ五分ノ一ヲ壹日ニ武回、何レモ白湯ニテ用フ

右ハ明治四拾壹年九月四日御検査願上候處今般都合ニ依リ取消致度ニ付何卒御聞届被下度、此段奉願上候也

南葛城郡吐田郷村大字豊田第拾八番屋敷

小西 勝治郎

明治四十一月九月七日

奈良県知事 青木 良雄殿

(高取町くすり民俗資料室蔵)

## 八 売薬法施行細則

大正三年

### 売薬法令施行細則

第一条 売薬當庁ニ提出スペキ書類ハ營業所所轄郡市役

所ヲ經由スベシ

第二条 売薬ヲ輸入又ハ移入シテ販売セントスル者ノ免許申請書ニハ売薬法施行規則（以下単ニ規則ト称ス）第一

一条ニ掲ケタル事項ノ外其ノ製造地製造者ノ氏名又ハ

法人ノ名称ヲ記載スベシ

第三条 規則第四条ニ依ル免許証書換ノ申請書ニハ譲受ノ場合ハ譲渡人連署シ相続ノ場合ハ戸籍抄本ヲ添付スベシ

第四条 売薬營業者他ノ道府県ノ売薬營業者ニ売薬免許ヲ譲渡シタルトキハ其ノ方名氏名營業所ヲ記載シ当庁

ニ届出ツベシ

第五条 規則第五条ノ手数料ハ収入印紙ヲ以テ納付スベシ

シ

第六条 他ノ道府県売薬營業者ニテ当県下ニ營業所ヲ設ケタルトキハ其營業所ニ於テ調製又ハ販売スペキ売薬ノ免許証写ヲ添付シ届出ヅベシ其ノ之ヲ変更シタルトキハ十日以内ニ届出ヅベシ

第七条 売薬營業者營業所ヲ他ノ道府県ニ移転セントスルトキハ當庁ニ届出ヅベシ

第八条 規則第八条第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ申請スベシ

一 住所氏名

二 各調製所ノ位置並其ノ距離

三 方数、作業ノ種類並其ノ程度

第九条 規則第八条第二項及第九条ノ届書ニ薬剤師ト連

署シ其ノ薬剤師免許状写ヲ添付スベシ

第十条 規則第十条ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左記ノ事

項ヲ具シ申請スベシ

一 住所氏名

二 調製所

三 方数、作業ノ種類並其程度

四 使用スル薬剤師ガ其ノ資格ニ伴ヒ現ニ從事スル業

務及業務所

五 各業務所間ノ距離並其ノ勤務方法

第十二条 規則第十三条ノ届書ニハ住所氏名生年月日當

内ニ免許証ヲ返納スベシ

第十三条 規則第十三条ノ届書ニハ住所氏名生年月日當

業所ヲ記載シ當業所所轄郡市役所ニ提出スベシ

第十四条 規則第十五条ノ届書ニハ行商者ノ住所氏名生

年月日方名ヲ記載シ所轄郡市役所ニ提出スベシ

第十五条 規則第十五条ノ届書ニハ行商者ノ住所氏名生

出義務者ヨリ其ノ手続ヲナスベシ  
一 規則第十四条ニ依ル届出

二 営業者ヲ変更シタルトキ

三 死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ

第十六条 規則第十六条ノ届書ニハ行商者ノ住所氏名生

年月日方名ヲ記載シ所轄郡市役所ニ提出スベシ

第十七条 規則第十七条ノ届書ニハ行商者ノ住所氏名生

年月日方名ヲ記載シ所轄郡市役所ニ提出スベシ

第十八条 規則第十八条ノ届書ニハ行商者ノ住所氏名生

年月日方名ヲ記載シ所轄郡市役所ニ提出スベシ

四 行商者死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ

五 亡失シタル届済証ヲ発見シタルトキ

第十七条 売薬営業者ハ売薬原料品中日本薬局方ニ於テ  
特ニ貯蔵法ヲ示シタルモノハ其所定ニ従ヒ且毒薬劇薬  
ハ他ノ薬品ト区别シ毒薬ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯蔵  
スヘシ

第十八条 売薬営業者及売薬請賣営業者ハ別記第一号又  
ハ第三号様式ノ標札ヲ掲クベシ

第十九条 売薬営業者又ハ売薬行商者ハ当該官吏ニ於テ  
免許証又ハ届済証ノ提示ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコ  
トヲ得ス

第二十四条 売薬法第二条及規則第四条ノ申請書ハ総テ  
美濃野紙ヲ用ニベシ  
(別記第一号様式) 用紙厚紙

第二十条 第四条、第六条、第七条、第十二条、第十三条  
条、第十五条乃至第十七条、第十九条ニ違背シタルト  
キハ科料ニ処ス

#### 付 則

第二十一条 本則ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第二十二条 明治二十年四月大阪府令第五十七号売薬営  
業人及請賣行商人心得及同三十七年九月県令第二十九

号売薬規則施行手続ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

第二十三条 本則施行ノ際現ニ売薬請賣営業者又ハ売薬  
行商者タル者ハ本則ニ依リ其届出ヲナシタルモノト看

做ス

前項ニ依ル売薬行商許可証ハ大正四年二月末日迄ニ引

換ヲ請求スベシ


裏


第百〇七号

備考 行商者ノ種類ヲ明ニスルタメ其氏名ノ上ニ売薬

營業者売薬請売營業者又ハ此等ノ者ノ売子タルコ

トヲ記載スペシ

(別記第二号様式)

分五寸七横

売 薬 営 業

郡 市 町 村  
氏 名

(別記第三号様式)

堅 三 尺

分五寸七横

売 薬 請 売 営 業

郡 市 町 村  
氏 名

堅 三 尺

(奈良県令) 第四十六号、大正三年九月三十日

### 九 売薬請売証書

大正七年

売薬請売ニ付  約定証書

一 安田竹治郎ハ群馬県児玉郡内ニ於テ自己又ハ請売人若クハ行商人ヲシテ五臟円ヲ販賣成サシメガソ事ヲ契フ尤同郡内於テ清水貞一郎以外ノ者ヘ販賣セン事、發見スル時ハ何時ニテモ清水貞一郎ノ求メニヨリテ其ノ売買金高ノ四割ヲ請売人ノ利益トシテ現金ニテ弁償スル事ヲ約ス

一 今般安田竹治郎製造ニ係ル売薬人參五臟円ヲ清水貞一郎ガ請賣販賣スルニ付特ニ約定ヲナス事左之如シ  
一 安田竹治郎ハ其製藥人參五臟円ヲ群馬県児玉郡若泉村大字渉瀬清水貞一郎ヲ以テ児玉郡一郡内ヲ一手販賣ノ権利ヲ有スル事ヲ認ム

一 清水貞一郎ハ大正七年七月以后満一ヶ年毎々定価金參百円以上ヲ買受ケン事ヲ約ス、若壱ヶ年内買受金ガ参百三未滿節ハ本約条効力ヲ失フモノトス、並ニ定価金壱百円ニ対シ代金六拾円ヲ呈供シ買受ル事ヲ確約ス

一 安田竹治郎ハ清水貞一郎ガ請賣価金額老年毎ニ金參百円以上ニ達シタル場合ハ更ニ代金ヲ減額シ特ニ割引スル事アルベシ

一 安田竹治郎ハ群馬県児玉郡内ニ於テ自己又ハ請賣人若クハ行商人ヲシテ五臟円ヲ販賣成サシメガソ事ヲ契フ尤同郡内於テ清水貞一郎以外ノ者ヘ販賣セン事、發見スル時ハ何時ニテモ清水貞一郎ノ求メニヨリテ其ノ売買金高ノ四割ヲ請賣人ノ利益トシテ現金ニテ弁償スル事ヲ約ス

一 清水貞一郎ハ群馬県兜玉郡以外ノ地ニ於テ五臟円ヲ販

売セザルコトヲ約ス

但シ請売販売区域増設ノ約定ヲ締結シ然上ニテ他郡ニ販売スル事ヲ得

右約定ハ売買両方ニ違背セザン事ヲ確約ス若シ此契約ニ違背シ為メ來リタル損害ハ互ニ弁償ノ義務ヲ担フ、因テ此契約証式年相互トモ効力ヲ有スルモノトス故ニ本証式通ヲ作リ相互ニ壹通ヲ保留シ永ク信用ヲ持続スル事如件

大正七年七月拾弐日

奈良県高市郡船倉村大字藤井

商号貢誠社 安田竹治郎

安政四年式月貳拾四日

群馬県兜玉郡若泉村大字沙瀬

(以下省略)

(安田竹治郎氏蔵)

方ヲ検索シタリシガ通貞毎ニ之ニ隨ヒ、其ノ事業ヲ佐ケタリ通貞公役ヲ勤メシ廉ヲ以テ特ニ漢種ノ薬草ヲ賜リ、園ニ植エ精製シテ之ヲ四方ニ販売スルコトヲ許サレタリ、其ノ後益々藥物ヲ植エテ業トナシ宇智吉野地方ニ於テモ亦之ヲ栽培スルニ至リ、大和藥草ノ声価大イニ上リ支那ニモ盛ニ輸出シタル時代アリシモ洋方医術ノ漸次普及スルト共ニ和漢藥ノ需要減退シ養蚕業ノ發達ノ為ニ藥園ハ漸次桑園ト化スルニ至リテ、著シク衰頽ヲ来セリト

## 薬用植物

### 一、薬草栽培ノ沿革

今ヨリ約二百年前県下宇陀郡ノ農家ニ森野藤助（諱ハ通貞賽郭ト号ス）ナル者在リ、藥物ヲ好ミ屋後ノ小山ヲ拓キ

テ園トナシ藥物ヲ植エタリ、亨保年間徳川吉宗公舶來藥価高クシテ貧民ノ服用シ難キヲ憂ヘ我ガ國ノ藥物ニシテ、必ズ之ニ代ルベキモノアランコトヲ思ヒ、人ヲ四方ニ派シ、之カ調査ヲナセリ、亨保十四年植村佐平治命ヲ奉シテ大和ニ來リ國產ノ藥物ヲ検索シタル時国人通貞ヲ薦メテ植村ヲ佐ケシメタリ、其ノ後數回来リ近畿北越地方ヲ検索シタリシガ通貞毎ニ之ニ隨ヒ、其ノ事業ヲ佐ケタリ通貞公役ヲ勤メシ廉ヲ以テ特ニ漢種ノ藥草ヲ賜リ、

雖、尚年々ノ產額貳參萬円下ラザリキ、然ルニ歐洲大戰突發ノ影響ニ依リ藥物ノ輸入途絶スルモノアリテ隨テ価格ノ暴騰ヲ來シ、藥品自給ノ必要起リ内務省ニ於テハ藥用植物調査ニ關スル機關ヲ設ケ、之カ栽培ヲ獎励セラレ

タリ、県下宇陀郡農会又之ガ試験ノ為藥園ヲ設ケテ和漢藥ヲ栽培シ漸次良好ノ成績ヲ挙グルニ至リ、政府ヨリ補助ヲ受ケ県ニ於テモ補助金ヲ交付シテ事業ヲ援ケタリ

## 二、藥用植物調査獎励機關

藥用植物ノ栽培並ニ採收ニ關スル事項ヲ調查スル為、大正九年五月十一日奈良県令ヲ以テ左記規程ヲ發布シ、委員書記ヲ任命又ハ囑託シ爾來委員会ヲ開催スルコト四回ニ及ブ

## 藥用植物調查職員設置規程

### 第一条 藥用植物ノ栽培採收ニ關スル事項ヲ調查スル為

本府ニ左ノ職員ヲ置ク

一 委員長 一 副委員長 一 幹 事

一 委 員 一 書 記

1 行 財 政  
第一条 委員長ハ内務部長、副委員長ハ警察部長ヲ以テ

之ニ充テ幹事ハ勸業課長、衛生課長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ本府所屬官公吏及ビ斯業ニ學識経験アル者ニ就キ知事之ヲ選任ス

書記ハ委員長之ヲ選任ス

第三条 委員長ハ調查ニ關スル一切ノ事務ヲ統理ス

委員長事故アルトキハ副委員長其ノ事務ヲ代理ス

第四条 幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ調查ニ從事ス

書記ハ幹事及委員ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第五条 委員ニシテ官公吏タラサル者及書記ニハ手當金ヲ給スルコトアルヘシ

## 第六条 調査事項ハ知事ニ經伺ノ上委員長之ヲ定ム

## 三、產額分布

種類	栽培段別	収穫高	価額
計	牡丹 芍 薬 其 ノ 他	八町一段 二六町一段 七町三段 一一町七段 五三町二段	一〇、四九〇貫 二六、三七七貫 一二、八八六貫 一四、九〇九貫 六四、六六二貫
		八町一段 二六町一段 七町三段 一一町七段 五三町二段	一四、〇七三円 二九、五一二円 一一、二四一円 八、三一八円 六三、一四四円

主産地ハ吉野、宇陀ノ二郡ニシテ之等ノ地方ハ古来野生  
薬草ニ富ム高市、磯城ノ二郡亦其ノ栽培盛ナリ、之ヲ主  
ナル種類ニ就キテ見ルニ比較的普及セルモノハ芍藥ナリ  
トス、牡丹ハ大部分吉野郡ニ産シ其ノ他ノモノハ觀賞栽  
培ニ過ギズ、当帰ハ吉野郡ヲ主トシ宇智、高市ノ二郡之  
ニ次ギ宇陀郡ニハ野生セルモノ多ク室生村大字黒岩ニ産  
スル川芎ハ古來宇陀川芎ノ名全国ニ知ラレ、他府県產ニ  
比シ常ニ二倍ノ価額ヲ以テ取引セラル、除虫菊ハ蚊やり  
ノ材料トシテ各地多少ノ栽培ヲ見ルモ未ダ販売ノ域ニ達  
セズ、牽牛子ハ大部分高市郡ノ產ニシテ主トシテ黒種ノ  
栽植ヲ見ル纈草ハ南葛城郡及ビ宇智郡ニ跨ル金剛山地方  
並ニ高見山ニ面スル東部吉野、宇陀ヲ其ノ主産地ナリト  
ス、白芷ハ吉野、宇陀ノ二郡ニ産シ高星白芷ハ藥種界ニ  
知ラルモ川芎ト同ジク栽培面積少シ貝母ハ吉野郡西部  
地方ニ産出ス、近年台灣、朝鮮ニ輸出セラル地黃ハ磯城  
郡朝倉村ニ産ス、栽培管理甚ダ困難ナレ共価額高シ午膝  
大黃ハ產額多カラズ吉野、宇陀、磯城ノ三郡ハ其ノ主産  
地ナリ、罂粟ノ栽培ハ殆ド見ルベキモノ無ケレ共養蚕製

茶ノ行ハレザル地方ニ漸次普及ノ状況ニ在リテ、其ノ他  
百数十種ノ藥草ハ宇陀、南葛城両郡農会藥園並ニ宇陀郡  
松山町大和生藥株式会社藥園ニ就キテ見ルヲ得ベシ、之  
ヲ要スルニ藥草ノ栽培面積ハ藥価ノ高低ニヨリ栽培休止  
ヲ見ル年モアリテ年々増減ヲ免レズ、独リ本県ハ野生藥  
草ニ富メルヲ以テ休止ノ翌年ト雖種苗全滅ノ患ナキ幸福  
ノ地位ニ在リ

#### 主ナル藥草ト其ノ梗概

(中略)

#### 四、經營狀況

各個人ノ栽培ニシテ多クハ小面積ノ畑地殊ニ耕作ニ不便  
ナル傾斜地ヲ利用スルモノ多シ、栽培方法調製方法殊ニ  
肥料病害虫駆除予防方法等ニ関スル事項ニ付充分研究セ  
ルモノナク、栽培者ハ何レモ口碑伝説ニヨリ栽植シツツ  
アリテ収穫物ハ何レモ地方仲買人(藥種商人) 売リニシテ  
栽植販売ニ關スル共同組織ヲ見ズ

#### 五、将来ノ見込

価額ノ騰落甚ダシケレ共其ノ需要ハ絶ヘザルヲ以テ空地

若クハ傾斜地等ヲ利用シ小面積ノ栽培ヲナスハ余剩労力

に希上候

敬具

利用上適当ナリ、而シテ調製方法ノ改善ヲ図リ薬効成分  
ノ貯蔵方法ヲ完全ニ行ハルニ於テハ比較的高価ナル時

大正十一年七月五日

大和壳藥同業組合

期ニ販売シ得ベシ

(奈良県内務部『奈良県ノ副業』)

組合員各位

組長 米田 元

## 二 壳藥検査心得改正につき陳情

大正十一・十二年

### 壳藥検査心得改正ノ儀ニ付陳情書

拝 啓  
別冊呈覽の陳情書は、県当局を通じて内務省衛生局の内論に応じ、組合より内務大臣宛てゝ提出したるものに有之、(中略)就ては贈呈の別冊御熟読を賜り、陳情の内容を充分御諒解被下候上、幸各位の御意見に合致候はゞ陳情の目的を遂行すべく充分の御援助と御指導とを賜り度又該陳情書記載以外、各位の御経験に基き現行訓令の改正を希望せらるゝ事項有之候はゞ、何卒高説を承り、詳細御示教に預り度と奉存候、(中略)組合員一同の為乃至全国同業者全般の利益の為に、御高配御尽力を切

時勢ノ推移ニ伴ヒ壳藥ノ取締上ニ改善ヲ要スベキコトハ茲ニ畧説ノ要ナク一般ノ均シク認ムル所ニ有之候處、仄聞スル所ニ拠レバ当局諸賢ニ於テモ夙ニ此点ニ留意セラレ現行ノ壳藥検査心得ニ対シ近ク著大ノ改正ヲ加ヘ以テ壳藥取締上ノ方針ヲ確定セラルベキ意嚮ヲ有セラル、趣、吾人壳藥ノ製造販売ニ從事スル者ノ欣喜愉悦ニ勝ヘサル所ニ御座候、既ニ當路各位ノ賢明ナル御配慮ニ対シテハ吾人ハ推戴悦服ノ一路ヲ有スルニ過ギス候へ共、今回ノ御企画ヲ機トシ聊カ平素懷抱スル所ヲ開陳スルモ亦必ズシモ徒爾ナラズト思料セラレ候儘、別紙卑見ノ一端迄高覽ヲ仰キ御判読ヲ賜リ度ト愚存罷在候、吾人市井ノ

小輩其ノ観ル所必ズヤ大勢ニ通セザルベク其解スル所事  
理ニ適セザルヤ察スベシト雖、吾人ガ説ク所ハ必スシモ  
其達成ヲ期スルモノニ無之寧口壳薬營業者ノ一部ニ斯ノ  
如キ意見ヲ有スル者アルコトヲ御推知被下、訓令御制定  
ノ上ニ於ケル御参考ノ一助トモ相成ニ於テハ吾人ノ本懷  
之ニ若カズ、吾人素学識ニ乏シク行文ニ迂ニシテ、言辞  
往々不敬ニ亘リ、叙路屢明瞭ヲ缺ケルハ切ニ御寛恕ヲ希  
フ所以ニシテ深謝スル次第ニ候モ、幸ニシテ賢明ナル當  
路諸官ノ御諒解ヲ蒙リ愚者千慮ノ一得偶智者ノ一失ヲ補  
フガ如キコトアルヲ得バ、吾人ガ望外ノ喜悦ニ御座候

敬具

大正十一年十月十日

大和壳薬同業組合代表者

組長 米田徳七郎

壳薬検査心得改正ニ関スル意見

第一 現行訓令各項ニ対スル卑見（略）

第二 現行訓令以外ニ新加セラレタキ事項

一、方名ニ關スル取扱方ヲ明示セラレタシ

現在ニ於テハ、局方薬品類似ノ方名ハ各府県ニ於テ均  
シク許可セザル方針ナリト聞クモ効能ヲ誇大セル方名  
(靈藥神藥一服藥) 治療期ヲ定メタル方名(……病……)

(日藥) 名実一致セザル方名(高価藥ノ極メテ少量ヲ配シ  
之ヲ以テ主成分トセルカ如キ方名或ハ全ク含有セザル成分ヲ  
以テ方名ニ冠スルカ如キモノ、内服六〇六号、キナ……  
等ノ如キモノ) 等ニ対シテハ許否区々ニシテ、為ニ各  
府県ニ於ケル營業者ノ利害ハ著シキ相違アルヲ以テ、  
是等ニ対スル取扱方ノ統一ヲ計ルヘキ一定ノ方針ヲ明  
示スルノ要アリト認ム

二、疾病ヲ予防スルモノ及ヒ皮膚ノ障害ヲ除却スルモノ  
ハ之ヲ壳薬法ニヨリテ取締ラレタシ

現行訓令第十一項ノ規定ハ頗ル凱功有用ノモノトシテ  
吾人ノ喜ブ所ナリト雖モ、疾病予防剤並ニ皮膚病藥ノ  
如キ一般壳薬ト同様、國民保健上ニ重要密接ナル關係  
ヲ有スルモノニ対シ、壳薬部外品ハ壳薬規則外ナル取  
扱ニヨリ、経驗學識等何等資格上ニ制限ナキ一般民衆

ノ調製発売ヲ許可スルハ甚々危險ナリト信ス宜敷壳薬  
トシテ、一定ノ資格者ニ限り調製発売セシメ、壳薬法  
ノ規定ニ基キ嚴重ニ監督セラルヘキモノト思料ス  
三、花柳病予防薬ノ如キ風紀ニ関係アル壳薬ニ関スル取  
扱方ヲ明示セラレタシ  
花柳病予防薬中ニハ既ニ壳薬トシテ免許ヲ有スルモノ  
アリ、又壳薬部外品トシテ許可セラレタルモノモ發売  
セラル然ルニ某地方庁ニ於テハ風紀ニ関スルノ故ヲ以  
テ許可セスト云フ、又或モノハ新薬新製剤ノ形式ヲ以  
テ發売セラルカ如シ、特ニ奇怪ナルハ近年毒薬ヲ配  
伍シ、毒薬ノ取扱ヲ受クヘキ花柳病予防薬カ汎ク販売  
セラレアリシ事實ナリ、新薬カ壳薬乃至壳薬部外品ト  
シテ免許セラレザルハ略推知シ得ル所ニシテ、全然無  
免許ニテ發売セラレタルヤ乃至新薬新製剤トシテノ届  
出ヲ了セルモノナルヤハ想像シ得サル所ナリト雖モ其  
形式ニ徵シテ吾人ハ其ノ何レニ属スルヤヲ概察シ得サ  
ルニアズ、<sup>(ア)</sup>毒薬ノ販売カ医師、薬剤師、薬種商ノ外、  
職業上之ヲ必要トスル者ニ限ラレタル現行薬律ノ規定

ニ反シ、該薬剤カ一般公衆ノ使用ニ供セラレ奸商ヲシ  
テ巨利ヲ独占セシルニ至レルカ如キハ誠ニ聖代ノ恨事  
ト云フヘシ、是畢竟此種製造ニ対スル取扱方ニ統一ヲ  
歛ケルカ為ニ他ナラスト信ス、花柳病予防薬ト雖モ効  
能ノ記載方ニヨリテハ壳薬ト見做スモ不当ニアラザル  
ヘク現行法規則ニ基キテ考フレバ壳薬規則外ト認ムル  
ヲ至当ト信スルモ、風紀ニ関ルヲ以テ許可セサルモ亦  
故ナキニアラザルヘシ、殊ニ此種藥物ノ附隨目的カ避  
妊ニ存スルニ於テハ之ヲ許可セザルヲ寧ロ安全ノ策ト  
認ムベキナリ、花柳病予防薬ヲ許可スベキヤ否ヤニ就  
テハ前述ノ如キ關係アリテ俄ニ断スベキモノニアラザ  
ルベシト雖モ、許否何レニセヨ全国各府県ニ於テ其取  
扱方一定セザルハ各地同業者間ノ利害ニ関スルコト至  
大ナルヲ以テ速ニ一定ノ方針ヲ示シテ之ガ統一ヲ計ラ  
ンコトヲ希望スル所以ナリ

### 第三 訓令ノ改正ニ際シ之ニ附隨シテ希望スル事項

(略)

### 三 奈良県工業試験場壳薬部設置

昭和三年

### 三 壳薬行商届済証一部改正につき陳情

昭和九年

本場創立當時第二期事業トシテ残サレタル力織機工場ノ

設立ハ、機業者多年ノ熱望遂ニ容レラレ、本年度ニ於テ

差シ当リ建築費六千八拾円、設備費金壱万壹千八十七

円、ヲ以テ之レガ設備ヲ為シタリ、(中略)次ニ掲クベキ

ハ之亦多年當業者ノ希望セル壳薬試験ヲ創始セルコトナリトス、本県ノ壳薬ハ年產壹千五百万円突破セル状勢ナレ共、未ダ之レガ指導研究ノ機關ナカリシカ、本年度ニ於テ建築費金壱千五円、設備費金九百九十二円ヲ費シ、

担任技手及技手補各一名ヲ増置シ、之レガ第一期ノ施設ヲナセルヲ以テ、漸次設備ノ完成ニ伴ヒ、逐次試験研究ノ歩ヲ進メ、以テ本県壳薬業ニ一層ノ光輝ヲ副フルニ至ルヘキハ疑ヲ容レサルトコロナリ

(奈良県工業試験場『業務報告』昭和三年度)

### 議案第七号

大和 提出

現行行商届済証ヲ許可又ハ免許制度ニ改正方促進ニ関スル件

### 決議

本委員会ハ本聯合会加盟組合団体ヨリ適當ナル代表委員一名以上ヲ選出シ、各組合区域内選出ノ貴衆両院議員ヲ介シ内務省當局ニ對シ、本案ノ實現方ノ促進ヲ期ス

### 付帶決議

右陳情委員ノ總數並ニ必要ナル陳情書及ヒ説明書ノ作製、実行ノ時期等ハ、本聯合会理事者ニ一任シ、委員ノ経費ハ本聯合会ノ負担トス

委員長 大和 前田 長三郎

本県知事ヘ壳薬行商届済証一部改正方ノ件ニ

対スル陳情書写

売薬行商届済証一部改正方陳情ノ理由書

一、売薬ハ民衆ノ簡易医薬トシテ、其需用ノ範囲頗ル宏  
ク、製剤上ノ進歩改善ハ勿論、其販売取扱者ノ品性陶  
冶資格ノ向上進歩ヲ必要トルコトハ、今ヤ贅言ヲ侯  
タサルノ現況ニアリマス、殊ニ昨今一病一劑主義ノ売  
薬增加ト共ニ、其方数ノ激増日ヲ追テ終局スルトコロ  
ヲ知ラズ、各府県ニ出張訪問ノ預ケ薬（以下単ニ配置売  
薬ト称ス）ニ於テハ、其販売従業員が出先行商ノ都合  
上、其販売方数ノ増加毎ニ新規届済証ノ下付ヲ要請  
シ、一人ニシテ拾枚近クノ届済証ヲ所持スル向多ク、  
勢ヒ遺失紛失等ノ災禍逸シ難ク、是等ガ不徳ノ輩ノ手  
ニ入り繁雜ナル都會ヤ純トナル農山村等ニ紛レ込ミ不  
徳ノ行為ヲナス者多ク、為メニ信用ヲ第一要件トル  
配置売薬ニ於テハ其業權ヲ犯サレ、被害頗ル甚大ナル  
モノガアリマス、茲ニ於テ夙ニ吾奈良県衛生課同勧業  
課及斯道ノ大家等ノ力ヲ藉リ、講習会ヲ開催シ或ハ講  
習録等ニヨリ、指導訓育シツ、アル配置売薬行商員ノ

迷惑一方ナラヌ是等ノ正業者ヤ需要家ガ不徳漢ノ災禍  
ヲ逸シ得サル場合、切角ノ指導訓育モ其効果ヲ挙ケ得  
ズ、延テハ反テ悪化セシムルノ現況ニアリ、心アル當  
業者ハ是等ノ被害除去ノ方法トシテ將又業權擁護ノタ  
メ、各販売員ハ其出張先ノ府県毎ニ相呼応シテ最寄会  
ト称スル集団ヲ組織シ、會員相互ニ其取締ニ当リツ、  
アルモ、現行ノ届済証ニテハ其當人ナルヤ違ツタ他人  
ノ届済証ヲ所持セルモノナリヤ判明シ難ク故ニ、其行  
商者ノ写真ヲ同届証ニ貼付セシメ、不徳漢等ノ悪弊除  
去ノ一方法トセラレ度、拠テ茲ニ現行売薬法施行細則  
ノ一部ヲ速カニ改訂セラレタイト望ムモノデアリマス  
二、第一項ノ理由デ写真貼付スルコトニナレバ數年ヲ経  
レハ其當人ナルカ否カ判別シ難ク、人相ノ変化スル者  
多ク又一面販売方数ノ増加ニヨリ、追ヒ届ヲナスタメ  
其届済証ノ枚数ヲ増加シ、弊害ノ伴ヒ易キヲ防ク方法  
ノ一トシテ、届済証ノ有効期間ヲ三ヶ年ニ限定セラレ  
タイト望ムモノデアリマス

モ、本県壳藥同業組合ノ二組合ニシテ之レヲ一ニ合併セラル場合ハ同組合經由ニ手続方ヲ改正セラレタク、

尚組合ノ合併統一セラル、迄現行ノ市町村經由ヲ所轄警察署經由ニ変更セラレタイト望ムモノデアリマス

四、現行届済証改訂セラレ、新規届済証下付ノ場合ハ見

本ノ如ク色彩ヲ変更セラルレバ無効届済証所持者トノ

見解力判然シ易ク、改訂主旨ノ撤底ヲ期シ得ルモノト

信シマス

以上ノ外理由ハ多々アリマスガ、本文ノ繁雜ヲ避ケ貴官ノ御賢察ヲ蒙リ度ク、必要ナル場合ノ御諮詢ニ対シ、更ニ詳細御答ヘ申上ゲタイト存ジマス、何卒需用家ノ迷惑并ニ當業者ノ苦衷、御賢察ノ上、速カニ御改訂ノ程御願ヒ申上ゲマス

以上

及調査

(増田製薬株式会社藏)

### 奈良県立壳藥試験場規則

第一条 壳藥試験場ニ於テ行フ業務ノ概目左ノ如シ

一 原料、材料及製剤ニ関スル試験研究、分析、鑑定

二 機械器具ノ鑑定

三 質疑応答

四 参考品ノ配布

五 意匠図案ノ調製

六 其ノ他壳藥ノ改良発達ヲ図ルニ必要ナル事項

昭和九年四月一日ヨリ奈良県立壳藥試験場ヲ左ノ通設置ス

昭和九年三月三十一日

奈良県知事 児玉 政介

奈良県立壳藥試験場

北葛城郡高田町

第二条 売薬試験場ハ前条ノ規定ニ依ル業務ニ妨ナキ限  
リ當業者ノ委託ニ応ジ加工又ハ製剤ヲ為スコトヲ得

第三条 売薬試験場ニ左ノ職員ヲ置ク

場長

地方商工技師

商工主事補

(『奈良県報』第一二七七号、昭和九年三月三十一日)

### 一五 売薬法令施行細則、同取扱手続の改正

昭和十年

奈良県令第三十四号

売薬法令施行細則左ノ通定ム

昭和十年八月五日 奈良県知事 一戸 一郎

売薬法令施行細則

第五条 規則第五条ノ手数料ハ収入印紙ヲ以テ納付スヘシ

許申請書ニハ売薬法施行規則(以下単ニ規則ト称ス)第  
一条ニ掲ケタル事項ノ外、其ノ製造地製造者ノ氏名又  
ハ法人ノ名称ヲ記載スヘシ

第三条 規則第四条ニ依ル免許証書換ノ申請書ニハ譲渡  
人連署シ、相続ノ場合ニハ戸籍抄本ヲ添付スヘシ

第四条 売薬営業者他ノ道府県ノ売薬営業者ニ売薬免許  
ヲ譲渡シタルトキハ、其ノ方名氏名営業者ヲ記載シ届  
出ツヘシ

第六条 他ノ道府県ノ売薬営業者ニシテ当県下ニ営業所  
ヲ設ケタルトキハ、其ノ営業所ニ於テ調製又ハ販売ス  
ヘキ売薬ノ免許証写ヲ添付シ届出ツヘシ、其ノ之ヲ変  
更シタルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ

第七条 売薬営業者営業所ヲ他ノ道府県ニ移転シタルト  
キハ二十日以内ニ届出ツヘシ

第八条 規則第八条第一項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左  
ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

第一条 売薬営業又ハ行商ニ関シ知事ニ提出スル書類ハ  
直當庁ニ、売薬請賣営業ニ関スル書類ハ所轄警察署ヲ  
経由スヘシ

第二条 売薬ヲ輸入又ハ移入シテ販売セムトスル者ノ免

政財行

一 住所氏名

二 各調製所ノ位置並其ノ距離

三 方数剤形ノ種類並各種類別ノ一箇年ノ生産予定高

第九条 規則第八条第二項及第九条ノ届書ニハ薬剤師ト連署シ、共ノ薬剤師免許証写ヲ添付スヘシ

第十条 規則第十条ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ、使用セムトスル薬剤師ト連署ノ上左記事項ヲ具シ申請スヘシ

一 住所氏名

二 売薬営業所々在地

三 方数、剤形ノ種類並各種類別ノ一年間ノ売薬生産

予定高

四 使用セムトスル薬剤師ノ住所

五 使用セムトスル薬剤師カ現ニ從事スル業務及業務所々在地

六 使用セムトスル薬剤師ノ住所ト売薬営業所間ノ距離並勤務方法

七 薬剤師使用ニ関スル当事者間ノ契約書写

使用セムトスル薬剤師現ニ他人ノ為薬剤師ノ資格ニ伴

フ業務ニ從事スル者ナルトキハ、前項ノ申請書ニ關係事業主ノ承諾書ヲ添付スルコトヲ要ス

第十二条 規則第十三条第一項ノ届書ニハ住所氏名生年月日

第十三条 規則第十三条第二項ニ依ル願書ニハ住所氏名生年月日

規則第十三条第一項ノ届書ヲ受理シタルトキ

ハ、別記第一号様式ノ売薬請売営業届済証ヲ下付ス

規則第十三条第二項ニヨリ許可シタルトキハ、別記第二号様式ノ売薬請売営業許可証ヲ下付ス

第十四条 売薬請売営業者タラムトスルモノニシテ、左記各号ノ一一該当スルトキハ許可セサルコトアルヘシ

一 売薬法令ニ違反シ処分ヲ受ケタルモノ

二 他人ニ名義ヲ藉スノ虞アリト認ムルモノ

三 性行不良其ノ他売薬請売営業者トシテ適當ナラス

ト認ムルモノ

第十五条 売薬請売營業者ニシテ、左ノ各号ノ一ニ該当

シタルトキハ三十日以内ニ届済証又ハ許可証ヲ添付

シ、書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ、但シ第四号ノ場合ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手続ヲ為スヘシ

一 規則第十四条ニ依ル届出

二 営業所ヲ変更シタルトキ

三 届済証又ハ許可証ヲ毀損若ハ亡失シタルトキ

四 死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ

五 亡失シタル届済証又ハ許可証ヲ発見シタルトキ

第十六条 規則第十五条ノ届書ニハ、行商者ノ住所氏名

生年月日方名ヲ記載シ警察官吏ノ証明アル行商ノ三箇

月以内ニ撮影シタル名刺型写真一枚ヲ添付シ提出スヘシ

シ

前項ノ届書ヲ受理シタルトキハ、別記第三号様式ノ売

薬行商届済証ヲ下付ス

写真ハ満五箇年毎ニ貼替ノ為前第一項ニ準シタルモノ

二枚ヲ前届済証ト共ニ提出スヘシ

第十七条 売薬行商ハ就業中売薬行商届済証ヲ携帯スヘシ

シ

第十八条 売薬營業者又ハ売薬請賣營業者ニシテ、左ノ各号ノ一ニ該当シタルトキハ三十日以内ニ行商届済証

ヲ添付ノ上届出テ書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ、但シ第四号ノ場合ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手続ヲ為スヘシ

シタルトキハ三十日以内ニ該當シタルトキハ三十日以内ニ行商届済証

ヲ添付ノ上届出テ書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ

シタルトキハ三十日以内ニ該當シタルトキハ三十日以内ニ行商届済証

ヲ添付ノ上届出テ書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ

シタルトキハ三十日以内ニ該當シタルトキハ三十日以内ニ行商届済証

ヲ添付ノ上届出テ書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ

シタルトキハ三十日以内ニ該當シタルトキハ三十日以内ニ行商届済証

ヲ添付ノ上届出テ書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ

シタルトキハ三十日以内ニ該當シタルトキハ三十日以内ニ行商届済証

ヲ添付ノ上届出テ書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ

シタルトキハ三十日以内ニ該當シタルトキハ三十日以内ニ行商届済証

ヲ添付ノ上届出テ書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ

シタルトキハ三十日以内ニ該當シタルトキハ三十日以内ニ行商届済証

物品ト區別シ湿氣并直射光線ヲ防止スヘキ清潔ナル場

亦同シ

所ニ貯蔵又ハ陳列スヘシ

第二十一条 売薬營業者及売薬請賣營業者ハ、別記第四号様式又ハ第五号様式ノ標札ヲ掲クヘシ

第二十二条 売薬營業者ハ別記第六号様式ノ売薬調製簿ヲ備ヘ売薬調製ノ都度所定事項ヲ記入スヘシ

前項ノ帳簿ハ使用終了後三年間之ヲ保存スヘシ

第二十三条 売薬營業者売薬請賣營業者又ハ売薬行商者ハ、當該官吏ニ於テ免許証、許可証、届済証又ハ売薬調製簿ノ提示ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

付 則

第二十四条 左記各号ノ一ニ該当スルトキハ規則第十条

ニ依ル薬剤師ノ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 売薬營業者又ハ使用スル薬剤師ノ住所移転若ハ其

ノ他ノ事由ニ依リ兼務ヲ不適当ト認ムルトキ

二 売薬ノ生産予定高ヲ超過スルトキ

三 売薬法令ニ違反シタルトキ

第二十五条 規則第十七条ノ規定ニ依リ、容器又ハ被包ニ記載スル商号ハ予メ届出ツヘシ之ヲ変更シタルトキ

第二十六条 売薬營業者ハ、毎年其ノ一箇年間ノ生産定

価総額并貼数ヲ方名別ニ翌年一月末日迄ニ届出ツヘシ

第二十七条 第四条第六条第七条第十一条第十五条第二号乃至第五号第十六条第三項第十七条乃至第二十三条

号乃至第五号第十六号第十七号乃至第二十三条  
第二十五条及第二十六条ニ違背シタルトキハ科料ニ処

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年九月奈良県令第四十六号売薬法令施行細則ハ之ヲ廢止ス

昭和十年七月八日以前ニ売薬請賣營業届出ヲナシ、現ニ其ノ業ヲ継続スル者ハ、昭和十年十二月末日迄ニ届済証ノ交付ヲ願出ツヘシ、尚從前ノ規定ニ依リ売薬請賣營業ヲ証スル書面ノ交付ヲ受ケ居ル者ハ願出ノ際返納スヘシ  
本令施行ノ際從前ノ規定ニヨリ行商ノ届出ヲ為シタル者

1 行 財 政

ハ、第十六条ノ規定ニ準シ昭和十一年六月末日迄ニ前届  
済証ヲ添付ノ上書換ヲ願出ツヘシ  
本令施行ノ際現ニ商号ヲ記載シタル容器又ハ被包ヲ用フ  
ル者ハ、昭和十年十二月末日迄ニ第二十五条ノ規定ニ依  
リ届出ツヘシ

横一五センチメートル		第一号様式	
第 号	堅 二〇センチメートル	第 号	堅 二〇センチメートル
壳 藥 請 壳 營 業 ヲ 許 可 ス	壳 藥 請 壳 營 業 屆 済 証	壳 藥 請 壳 營 業 屆 済 証	壳 藥 請 壳 營 業 屆 済 証
昭 和 年 月 日	氏 名 (又ハ 法 人 ノ 名 称)	昭 和 年 月 日	氏 名 (又ハ 法 人 ノ 名 称)
奈 良 縣	年 月 日 生	奈 良 縣	年 月 日 生
壳 藥 請 壳 營 業 ヲ 許 可 ス	壳 藥 請 壳 營 業 屆 済 証	壳 藥 請 壳 營 業 屆 済 証	壳 藥 請 壳 營 業 屆 済 証
奈 良 縣	年 月 日 生	奈 良 縣	年 月 日 生

横一五センチメートル		第三号様式 用紙厚紙 表 堪二二センチメートル	
左記壳藥行商届済ナルコトヲ証入		壳藥行商届済証	
壳藥營業者 奈良縣 町郡 村市 壳子 年月日 生年月日		壳藥營業者 奈良縣 町郡 村市 壳子 年月日 生年月日	
写真貼付欄		写真貼付欄	
3 2 1 方 名 営壳 業 者 菜 営同 業 所 上 届行 商 年 月 日		3 2 1 方 名 営壳 業 者 菜 営同 業 所 上 届行 商 年 月 日	
注意 一 写真ハ五ヶ年毎ニ三ヶ月以内ニ撮影シタルモノト貼替ヲ願出ツル 二 コト等ノ者ノ壳子タルコトヲ記載スヘシ 壳藥營業者 壳藥請壳 營業者又ハ此等ノ者ノ壳子タルコトヲ記載スヘシ 壳藥營業者 壳藥請壳		裏	

## 第四号様式

竪 九〇センチメートル

壳　　薬　　營　　業			
市　　役　　所			
郡	市	氏	町　　村　　名

## 第五号様式

横 二二センチ  
メートル

壳　　薬　　請　　壳　　營　　業			
市　　役　　所			
郡	市	氏	町　　村　　名

## 第六号様式

壳　　藥　　調　　製　　簿

方　　名				
月	日	定　　価	調製数量	
		錢	貼	

備考 本簿六方名毎ニ区分別記入シ毎月定価別ニ合計并ニ累計ヲ朱記スルコト

## 奈良県訓令甲第二十号

警　察　署

## 壳　　薬　　法　　令　　施　　行　　細　　則　　取　　扱　　手　　続　　ム

市　　役　　所  
町　　村　　役　　場

昭和十年八月五日 奈良県知事 一戸 二郎

## 壳　　薬　　法　　令　　施　　行　　細　　則　　取　　扱　　手　　續

第一条 警察署ハ、壳薬法令施行細則(以下単ニ細則ト称ス)第十二条ニヨル願届書ヲ受理シタルトキハ細則第十四条並本人ノ身元調査書ヲ添付シ進達スヘシ

第二条 警察署ハ別記様式ノ台帳ヲ備付ケ所要事項ヲ記載シ異動ノ都度整理スヘシ

第三条 壳薬請壳營業届済証又ハ壳薬請壳營業許可証ハ所轄警察署ニ回付ス

警察署ハ前項ニ依リ壳薬請壳營業届済証、同許可証ノ送付ヲ受ケタルトキハ台帳整理ノ上速ニ市町村ニ回付スヘシ

壳　　薬　　行　　商　　届　　済　　証　　ハ　　所　　轄　　市　　町　　村　　ニ　　回　　付　　ス

帳台者業営売請薬壳					
		年月日		番号	
		届済許可年月日		営業所	
備考欄	年月日	届済許可年月日	年月日生	氏名	備考

備考欄ニハ市町村へ回付セシ年月日等ヲ記載スルコト

(『奈良県報』号外、昭和十年八月五日)

第十五条中第二号ヲ左ノ如ク改ム

許可ヲ受ケタルトキハ前届済証又ハ前許可証ヲ十日以内ニ返納スヘシ

第一項及第三項ニ依リ回付ヲ受ケタル市町村ハ速ニ本  
人ニ交付スヘシ

第四条 警察官吏ハ、細則第十六条ニヨリ行商届済証ニ

添付スヘキ写真ニシテ本人ト相違ナキコトヲ認メタル  
トキハ行商届書ニ其ノ旨記載シ捺印ノ上写真ニハ割印  
スヘシ

第五条 警察署長ハ、売薬法施行規則第十六条ノ二ノ処

分ヲ必要ト認メタルモノアルトキハ事情ヲ具シ知事ニ  
進達スヘシ

## 様式

奈良県令第四十一号

昭和十年八月奈良県令第三十四号売薬法令施行細則中左  
ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年十月七日 奈良県知事 一戸 二郎

第十四条 左ノ各号ノ一二該当スル者ニ非サレハ規則第

十三条第二項ノ許可ヲ為サス

一 農山村等売薬請売営業者ノ普及シ居ラサル地ニ於

テ営業ヲ為サムトスル者

二 主トシテ売薬請売営業ニ依リ生計ヲ営ム者ノ相続  
者

前各号ノ一二該当スル者ト雖モ営業者トシテ不適當  
ト認メタルトキハ許可セサルコトアルヘシ

第十四条ノ二 薬剤師、薬種商ニ非サル売薬請売営業者  
ニシテ営業所ヲ変更セムトスルトキハ新ニ許可ヲ受ク  
ヘシ

二 薬剤師薬種商タル壳薬請壳營業者カ營業所ヲ変更  
シタルトキ

(『奈良県報』第一四八七号、昭和十年十月七日)

一六 壳薬原材料の配給機構改善につき

陳情の件

昭和十四年

議案第三号

大和壳薬同業組合提出

一 壳薬原料材料の配給方に付其筋に陳情の件

○三十五番大和（増田弥内君）（登壇） 本案につきまして大和壳薬組合を代表致しまして御説明申上げたいと存じます、本問題は茲に詳細を申述べるまでもなく今次の事変に伴ひまして政府は凡ゆる部門に強大な物資統制を行はれました結果、我々の業界にも原料の配給状態に多大の逼迫を告ぐるに至りましたこと益々深刻に相成りまして、この儘推移致しますなれば所謂閉店休業の外なき状態に相成りますことは必然であります、今業界人は此の問題に対しても不安が約束付けられて居るのであ

ります、果して各団体に於きましたは本問題に關して御提案があるものと思つて居たのであります、それ程本問題に關しては我々業界当面の重大問題であります、之に對して勿論今日まで各組合各団体に於かれましては獨特の立場に於いて當局に陳情し之が局面打開に凡ゆる努力工作を致されつゝあることは信じて居ります、之が一つの工作として例へば壳薬工業組合の組織結成も今や全國的傾向に進みつゝあるのですが畢竟之が目的遂行の為に外ならん次第であります、併しながら之が未だ問題解決の端緒だに得ざるのみか寧ろ益々その重圧の深刻化を見つゝある現状にありますと云ふことは独り我々業界人の生活権……の問題たるのみならず翻つて国民大衆の保健衛生上から申しましても由々しき大事として洵に深憂に堪へざるものがあるのでござります、申すまでもなく壳薬は國民大衆の保健衛生上平時非常時たるを問はず缺くべからざるものであります、殊に此の非常時下さいて殊に重要な使命役割を持つものであることを考へます時に、此の見解は我々業界人の我田引水的の議論

のみではないと信ずるのでございます、仄聞する所によれば一部に於いては此の売薬は医療機関に於ける第二義務的のもので極めて消極的觀念の下に配給上の問題に致しましても非常に消極的な見方をして居られると云ふことを屢々耳にするのであります、果して然りと致しますなれば一大御認識が願ひたいと存ずるのでございます、更に一方に於きましては今日の如く原料資材の需求關係に多大の円滑を缺き大なる摩擦を招來致して居ります、その原因たるや我々はその配給機構の上に大なる欠陥のあることを指摘しなければならんと思ふのであります、即ち何んと致しましても少くも此の新らしい時代超非常時 下に即応し対処します上に於きましては又自づから新らしき国策の合理的な配給機構の下に出発し側面的な機能を保持しなければならぬものであると思ふのであります、現在の如く全く大手筋の買占め或は闇取引等これは不正の者勝ちと云ふ様な状態でありますことは争ふべからざる事実であります、更に此の儘の成行に委して置きます時は或は極言しますなれば所謂中間業者をしてみだ

りに不当の利益を壟断せしむる以外に何物もないと申しても敢へて過言ではないと思ひます、即ち我々の生活権の擁護生業の確保と云ふ立場以外に国民大衆の利益並に保健衛生の完璧を期すると云ふ大局的の立場から致します、此の觀点に於きまして我々は政府当局並に關係製造業者に対して先づ原料資材の増給増配と云ふことに最善の努力を熱望すると同時に、此の新しい時代に即応致します為に必要な配給機構の対策設備之が確立を絶叫して止まざる次第でござります、並に大方各位の御賛同の下に全卖大会の名に於いて強き決議を以つて向ひ之が局面打開目的貫徹に各位の御努力を希望して止まない次第でございます（拍手）

○六十八番徳島（佐藤徳三郎君）議事進行について一寸申上げます、本大会の議案を通覽致しますると大体只今の議案に似た様なものが大分あります、之は一括して御上程になつて提出組合代表の御説明だけ願つて進行する様にしては如何でせうか

(「賛成」と云ふものあり)

○議長（渡辺高一君）私も只今の六十八番説に同感でありますので御諮詢致しますが、議案第四号、第八号、第九号、第十一号、第十三号は何れも本案と同一主旨の様に考へられますので、只今の案に一括して議題に供することに致しまして御異議ありませんか

(「異議なし」と云ふものあり)

御異議がない様でありますから、左様に取計ひます

(以下略)

#### 第十九回全国売薬業団体聯合会大会委員会報告

##### 第二部委員会報告

(中略)

第三号、第四号、第八号、第九号、第十一号、第十三号、第十四号各議案は委員会に於て慎重審議の結果、左の如く決定す

##### 決議

第一 原料配給問題は業界にとり最も重大なる事項なる

に付、大会の決議を以て速やかに政府当局に陳情すること

こと

第二 本聯合会加盟団体は配給の円滑を期するため速かに商業組合、工業組合を組織すること  
尚本会に加盟せざる業者団体に対しても、進んで之が組織を見る様勧誘すること

第三 売薬原料配給に関しては業者として死活の大問題なるを以て配給機関の整備、配給の方法、其他配給に

関し実行委員を設け挙げて一任すること

(広島県薬種売薬同業組合『第十九回全国売薬業団体聯合会大会記録』)

#### 一七 医薬品の最高販売価格指定

昭和十五年

奈良県告示第三百七十八号

昭和十四年勅令第七百三号価格等統制令七条ノ規定ニ依リ最高販売価格ヲ左ノ通指定ス

昭和十五年七月十二日

奈良県知事 宮村 才一郎

## 1 行財政

		医薬品		品名	単位	卸売価格 円	小売価格 円
		品名	単位				
軟膏	アンモニヤ菌香精	安息香酸	同	安息香酸	函	五〇〇瓦	一、六六
ウイルキンソン	アルコール(局方)	安息香豚脂	同	同	五〇〇"	二五"	一、九四
塗又缶	同	安息香チンキ	同	同	五〇〇"	二一	六、〇二
五〇〇"	同	亜鉛華軟膏	同	同	五〇〇"	二七	四、一八
五〇〇"	同	阿仙葉チンキ	同	同	五〇〇"	二七	一、〇六
五〇〇"	同	阿片安息香チンキ	同	同	五〇〇"	三、一二	八、二
五〇〇"	同	阿片チンキ	同	同	五〇〇"	二、〇三	四、一九
一、一二	同	一、七〇	同	同	一、六三	二、一九	二、〇六
二、七三	同	二、四六	同	同	三、一二	三、五八	二、〇六
一、三九	同	二、四三	同	同	二、〇三	三、五八	二、〇六
甘硝石精	同	三、一二	同	同	二、二七	三、五八	二、〇六
同	同	三、〇七	同	同	三、〇七	二、一九	二、〇六
同	同	三、〇三	同	同	三、〇三	一、九三	一、九三
同	同	二、六一	同	同	二、六一	一、五〇	一、五〇
同	同	二、四一	同	同	二、四一	一、二二	一、二二
同	同	二、二四	同	同	二、二四	六六	六六
同	同	一、九七	同	同	一、九七	五〇六	五〇六
同	同	一〇、九七	同	同	一〇、九七	七九	七九
同	同	六二	同	同	六二	二、九三	二、九三
同	同	四、七〇	同	同	四、七〇	一、四三	一、四三
同	同	二、〇九	同	同	二、〇九	一、二五	一、二五
同	同	一、一一	同	同	一、一一	一、一五	一、一五
同	同	五〇、三二	同	同	五〇、三二	四、一六	四、一六
同	同	五五、二七	同	同	五五、二七	六四	六四
同	同	二、四〇	同	同	二、四〇	一、五二	一、五二
同	同	七七	同	同	七七	一、五四	一、五四
同	同	七三	同	同	七三	一、五四	一、五四
同	同	三一	同	同	三一	五〇六	五〇六
同	同	二二	同	同	二二	一、九三	一、九三
同	同	二〇	同	同	二〇	一、五四	一、五四
同	同	三〇	同	同	三〇	一、五四	一、五四
同	同	九二	同	同	九二	一、五四	一、五四
同	同	一七	同	同	一七	一、五四	一、五四
同	同	四、二七	同	同	四、二七	一、八九	一、八九
同	同	二五、五二	同	同	二五、五二	五〇八	五〇八
同	同	三八	同	同	三八	一、八九	一、八九
同	同	八八	同	同	八八	一、八九	一、八九
カワカラエキス	カスカラサクラダ	カカオ脂(局方)	同	同	五〇〇"	一、〇〇〇"	一、〇〇〇"
カスカラサグラ	カスカラサクラダ	オレフ油(局方)	同	同	五〇〇"	二、〇〇〇"	二、〇〇〇"
ダ流动エキス	カワカラエキス	海葱	同	同	五〇〇"	三、七〇〇"	三、七〇〇"
同	同	カマラ	同	同	五〇〇"	一、〇〇〇"	一、〇〇〇"
同	同	カカオ脂(局方)	同	同	五〇〇"	一、〇〇〇"	一、〇〇〇"
同	同	カスカラサクラダ	同	同	五〇〇"	一、〇〇〇"	一、〇〇〇"
同	同	カワカラエキス	同	同	五〇〇"	一、〇〇〇"	一、〇〇〇"
同	同	カスカラサグラ	同	同	五〇〇"	一、〇〇〇"	一、〇〇〇"
同	同	ダ流动エキス	同	同	五〇〇"	一、〇〇〇"	一、〇〇〇"

同													カンタリスチンキ	塗	五〇〇"
	カリフル精													同	同
	カリ石鹼												キナチンキ	同	同
	キナ皮												牛脂(局方)	稀アルコール(局方)	同
	吉草チンキ												同	同	同
	杏仁水												塗	塗	同
	稀ヨードチンキ												又缶	函	同
	クリサロビン												塗	同	同
クレオソート(局方)															
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	五〇〇"
二五	五〇〇"	二五	五〇〇"	二五	五〇〇"	二五	五〇〇"	二五	五〇〇"	二五	五〇〇"	二五	五〇〇"	二五	五〇〇"
三、 二七	一、 五七	一、 四一	三、 二九	一、 六六	三、 二〇	三、 三三	一、 一八	二、 一九	二、 三二	一、 八四	一、 五七	一、 三九	二、 六二	二、 一六	四、 三三
四五 三五	一、 七六	二、 三七	三、 〇七	一、 九〇	三、 九〇	一、 六六	二、 二八	一、 四七	二、 七三	一、 六四	一、 九七	一、 七三	一、 一〇	二、 七七	五、 一八
生薑チンキ	生薑シロップ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	苦味チンキ
同	同														グリセリンカリ液
同															同
同	桂皮シロップ														苦味チンキ
同	桂皮チンキ														同
同	コンゾランゴ皮														グリセリンカリ液
同	ゲンチアナチンキ														同
同	コロンボチキンキ														桂皮シロップ
同	コンゾランゴ流														桂皮チンキ
同	エキス														コンゾランゴ皮
同	リソチル酸エゼ														ゲンチアナチンキ
同	サントニン														コロンボチキンキ
同	酢酸カリウム														コンゾランゴ流
同	修酸セリウム														エキス
同	同	同	同	函	塗	同	函	同	函	同	函	同	函	同	塗
同	五〇〇"	五〇〇"	二五	五〇〇"	五〇〇"	五	二五	○、 五	二五	五〇〇"	五〇〇"	五〇〇"	五〇〇"	五〇〇"	五〇〇"
二、 二五	二、 七六	一、 八三	三、 五三	三、 六四	一五、 八九	三、 〇五	二五	二、 一〇	二、 三三	二、 四九	二、 五二	二、 五五	二、 六〇	一、 四〇	二、 二六
二、 八一	九四	三四	二、 二八	四、 三〇	四、 八〇	三、 〇六	二七	三、 八一	二、 六二	二、 九一	二、 六三	三、 一四	三、 一八	一、 五一	二、 五九



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	蕃椒チンキ	薄荷シロップ	パンクレアチン	バルビタール	白色ワセリン(局方)																		
二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	五〇〇〇〇〇	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "	二五" " "						
二六五〇	一、二八七	六四八六	二九	二一	一、三二九	一、二九	一、九四	一、五五	九二	一、三七	一、九三	一、五五	一、一九	一、八五	一、四九	一、四九	一、八七	三〇七	五八	五八	五八	五八	
三三	一、三八七	五八七九	〇七	五一	一、三五八	一、一五〇	一、六三	一、七二	二五	一、三七	一、九三	一、六一	一、五三	一、一九	一、九四								
硼酸軟膏	同	芳香チンキ	芳香アンモニア精	ホミカチンキ	ホミカエキス	ホミカエキス	ホミカチンキ	ホミカエキス	ホミカエキス	抱水クロラール	複方ゲンチアナ チンキ	複方ゲンチアナ チンキ	プロム水素酸スコポラミン	プロム水素酸スコポラミン	同	同	同	同	同	同	同	同	
塗又缶	同	同	同	同	同	同	同	同	同	袋	塗	塗	一"	一"	五〇〇〇〇〇								
五〇〇	二五七	二六二七三	二、三七	二四	一、二〇	二、三五	七二	一、三四	二、三四	三〇	三〇	三〇	四、二〇	二、八〇	二、五八	一、七四	六、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	三九、一〇	四五、九六	
三、二〇三三	三、三	三、四一	二、九六	三一	一、四九	二、八一	九〇	一、一九	三七	三八	三八	三八	五、一二	二、二四	三、二三	七、三三	六、二〇	六、二〇	六、二〇	六、二〇	一、九五	二、六二	

# 財政行

ヤラツバ根末	五〇〇"	二、三九	二、九七	ロートチンキ	同	五〇〇"	二、二九	二、八六
ヤラツバ脂	五〇〇"	三三、四六	三八、四七	同	同	二五〇"	一、二三	一、五二
同	二五"	一、七九	二、二四	同	同	二五"	二四	三一
溶性フェノバルビタール	二五"	一、七八	二、一八	ヨードチンキ	塙	五〇〇"	三、五一	四、二八
ヨードチンキ	五〇〇"	一、七八	二、一八	同	同	二五〇"	一、八三	二、二八
同	二五"	三一	四〇	ヨード鉄シロップ	同	五〇〇"	一、一四	一、四二
硫酸アトロピン	二五"	一八、七四	二一、五五	硫酸アトロピン	同	二五"	二、八七	三、八七
同	五"	八五	一、〇六	硫酸アトロピン	同	五"	八五	一、〇六
硫酸エゼリン	一"	三、〇四	四、七二	硫酸エゼリン	同	五"	三、七一	四、七二
硫酸キニーネ	〇、五"	七三	一、〇六	硫酸キニーネ	同	二五"	八九	九一
流動パラフィン	五〇〇"	二六、八七	三、五九	流動パラフィン	同	五〇〇"	五〇〇"	五〇〇"
緑石鹼	五〇〇"	八九	一、一〇	緑石鹼	函	五〇〇"	五〇〇"	五〇〇"
リンゴ鉄チンキ	五〇〇"	一、八二	二、二七	レゾルシン(局方)	同	五〇〇"	二五〇"	二五〇"
レゾルシン(局方)	五〇〇"	一、四一	一三、一二	同	同	五〇〇"	一〇、七五	二五"
同	二五"	六六	八二	同	同	二五〇"	六二	七七
ロートエキス	同	六六	九七	同	同	五〇〇"	一〇、七五	三六
同	同	八二	七七	同	同	五〇〇"	二二、三六	七七

ロートチンキ 同 五〇〇" 二、二九 二、八六  
 同 同 二五〇" 一、二三 一、五二  
 同 同 二五" 二四 三一  
 ヨード鉄シロップ 同 五〇〇" 一、一四 一、四二  
 硫酸アトロピン 同 二五" 二、八七 三、八七  
 硫酸エゼリン 同 五" 八五 一、〇六  
 硫酸キニーネ 同 五"

一 本表価格ハ卸売業者ノ所在地並ニ其ノ附近ノ地域ニ於ケル価格ニシテ卸売業者ノ所在地ヨリ遠隔ノ地域ニシテ更ニ運賃及荷造費ヲ要スル地方ノ小売価格ハ本表小売価格ニ其実費ヲ超エザル額ヲ加算スル事ヲ得  
 二 本表価格ニハ容器代ヲ含ムモノトス  
 三 本表ニ掲タル品目中日本薬局方ニ記載セルモノハ其ノ性状品質該局方ノ所定ニ適合スルモノトス

〔奈良県報〕号外、昭和十五年七月十二日

## 一八 奈良県立薬事指導所処務規程

昭和二十年

奈良県訓令甲第四号

奈良県立薬事指導所

奈良県立薬事指導所処務規程左ノ通定メ昭和二十年四月

一日ヨリ之を適用ス

昭和二十年四月十三日

奈良県知事 小田 成就

奈良県立薬事指導所処務規程

第一条 所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮

監督ス

知事ニ報告スベシ

第二条 地方技師ハ所長ノ指揮ヲ承ケテ技術ヲ掌ル、属及書記ハ所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス 技手ハ上司

ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第三条 所長事故アルトキハ上席職員其ノ事務ヲ代理ス

第四条 所長ハ知事ノ認可ヲ受ケ業務規程ヲ制定スベシ

第五条 前条ノ業務規程ニハ奈良県立薬事指導所規則第

一条ノ業務執行ニ関スル事項ヲ規定スベシ

第六条 所長ハ左ノ事項ヲ専行スルコトヲ得

奈良県訓令甲第五号

(ヲ得)

〔『奈良県報』第二四六〇号、昭和二十年四月十三日〕

- 一 主管事務ヲ処理スル為所名又ハ所長名ヲ以テスル文書ノ往復ニ關スル事項、但シ轻易ナル事項ニ限ル
- 二 雇員及傭人ノ傭入又ハ解雇ニ關スル事項
- 三 所員ノ管内出張又宿泊ヲ要セザル管外出張ニ關スル事項

昭和二十年四月十三日

奈良県知事 小田 成就

〔『奈良県報』第二四六〇号、昭和二十年四月十三日〕

- 四 所員ノ欠勤、忌引其ノ他諸願届ニ關スル事項
- 五 其ノ他輕易ナル事項

第七条 所長ハ毎年度施行すべき業務計画ヲ樹立シ計画書ニ所員ノ業務担任表ヲ添附シ年度開始一箇月前迄ニ

前項ノ計画又ハ担任ヲ更改シタルトキハ其ノ都度之ヲ報告スベシ

第八条 所長ハ毎年度業務実績ヲ年度経過後一箇月以内ニ知事ニ報告スベシ、但シ重要事項ニ付テハ実施ノ顛末ヲ詳具シ其ノ都度之ヲ申報スベシ

第九条 所長ハ知事ノ認可ヲ受ケ別ニ規定ヲ設クルコト

限り製薬業者ノ申請ニ依リ加工又ハ製剤ヲ為スコトヲ

## 一九 奈良県立薬事指導所規則・処務規程

昭和二十年

得

第三条 薬事指導所ニ左ノ職員ヲ置ク

奈良県告示第百三十五号

奈良県立薬事指導所規則左ノ通定メ昭和二十年四月一日

ヨリ之ヲ適用ス

昭和二十年四月十三日

奈良県知事 小田 成就

奈良県告示第百三十六号  
奈良県立壳藥試驗場規則ハ昭和二十年三月三十一日限之ヲ廢止セリ

昭和二十年四月十三日

奈良県知事 小田 成就

(『奈良県報』第二四六〇号、昭和二十年四月十三日)

第一条 薬事指導所ニ於テ行フ業務ノ概目左ノ如シ

一 原料、材料及製剤ニ關スル指導、試験、研究

分折、鑑定並ニ調査

二 薬用植物ノ試作並ニ生産指導

三 機械器具試作並ニ鑑定

四 容器並ニ意匠、図案ノ考案調整

五 藥事指導上必要ナル参考品ノ配布

六 其ノ他医薬ノ改良発達ヲ図ル為必要ナル指導

第二条 薬事指導所ハ前条ノ規定ニ依ル業務ニ妨げナキ